

伊達市景観条例（案）に対する意見募集結果

伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、伊達市景観条例（案）に対する意見を募集し、1名の方から1件の意見提出がありました。
市では、これらの意見に対する市としての考え方を下記のとおり公表します。
貴重なご意見ありがとうございました。

意見募集の結果

[PDF 伊達市景観条例（案）に対する意見募集結果 \(181.1KB\)](#)

意見募集の案件	伊達市景観条例（案）について
意見募集の内容	<p>当市の地域特性や魅力を生かした「まちづくり」を行い、良好な景観形成を図るため、景観行政の基本的な考え方である景観計画を策定し、また、良好な景観形成を図るための施策について必要な事項を定め、重要な内容については調査及び審議を行う附属機関を設置することから、「伊達市景観条例」を制定するものです。</p> <p>関係資料</p> <p>PDF 伊達市景観条例の制定について（概要版） (120.5KB)</p> <p>PDF 伊達市景観条例（案） (163.3KB)</p>
意見募集の期間	令和2年9月4日（金曜日）から10月5日（月曜日）までの32日間